



東京電力パワーグリッド

酒々井町と東京電力パワーグリッド株式会社の
ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する協定の締結について

2023 年 9 月 5 日

酒々井町

東京電力パワーグリッド株式会社成田支社

酒々井町（町長：小坂 泰久）および東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（支社長：鴨下 順司、以下「東電 PG」）は、「ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する協定」（以下、「本協定」）を本日、締結しました。

本協定は、酒々井町の 2050 年における脱炭素社会の実現に向け、環境・エネルギー分野における酒々井町と東電 PG の連携を強化するものであり、相互の強みを最大限活かして地域課題の解決に協働し、脱炭素のまちづくりを推進するものです。

酒々井町は 2023 年 2 月 28 日に「酒々井町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、酒々井の緑豊かな自然や恵まれた歴史・文化などの地域資源を次代へと継承するために、環境負荷の少ない省エネ、創エネの取り組みを進めています。

東京電力グループは 2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、酒々井町とともに相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- （１）省エネ推進に向けた取り組みに関すること。
- （２）再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関すること。
- （３）まちづくりにおけるゼロカーボンの推進に関すること。
- （４）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること。
- （５）エネルギーレジリエンスの強化に関すること。
- （６）EV 普及に向けたインフラ整備の取り組みに関すること。
- （７）前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みに関すること。

酒々井町および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野での連携を図ることで、酒々井町の 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

<別紙 1> ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する協定書

<別紙 2> 酒々井町と東京電力パワーグリッドのゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進の連携協定全体像

以上

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先

酒々井町 経済環境課 環境対策室 草野 TEL : 043-496-1171

東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社 渉外担当 飯村 TEL : 0476-55-5150

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

酒々井町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、酒々井町におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が酒々井の緑豊かな自然や恵まれた歴史・文化などの地域資源を次代へと継承するために、エネルギー・環境分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの利活用及び脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ持続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協働し、共創するものとする。

- （1）省エネ推進に向けた取り組みに関すること。
- （2）再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関すること。
- （3）まちづくりにおけるゼロカーボンの推進に関すること。
- （4）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること。
- （5）エネルギーレジリエンスの強化に関すること。
- （6）EV普及に向けたインフラ整備の取り組みに関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みに関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取り組みについては、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

3 本協定による取り組みを効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、前3項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲と乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲と乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月5日

印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

甲 酒々井町

酒々井町長

小坂泰久

成田市花崎町822番地1

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

成田支社長

鴨下順司

酒々井町と東京電力パワーグリッドのゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進の連携協定全体像



東京電力パワーグリッド

脱炭素化

- 省エネ推進に向けた取り組みに関すること
- 再生可能エネルギー等の地産地消，地域間連携，面的利用等に関すること
- 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること

レジリエンス強化

- エネルギーレジリエンスの強化に関すること

地域の課題解決

- まちづくりにおけるゼロカーボンの推進に関すること
- EV普及に向けたインフラ整備の取り組みに関すること

省エネルギー推進

- ◆ 高効率照明器具の導入（LED化）
- ◆ 建物のZEB・ZEH化
- ◆ 地域の省エネ意識向上



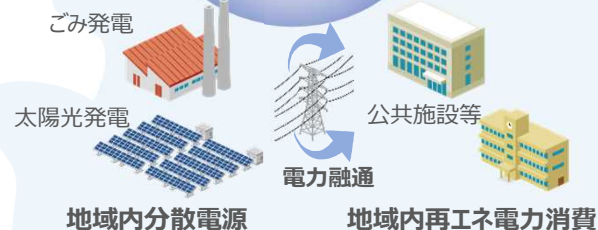
電化・エネルギー転換

- ◆ 高効率空調・給湯機器・熱源導入
- ◆ EV・充電設備の普及



再生可能エネルギー等の活用

- ◆ 太陽光設備・蓄電池の普及促進
- ◆ 地域内再エネ設備の域内活用



レジリエンス強化

- ◆ 災害に強いまちづくり
- ◆ 再エネ設備＋蓄電池の導入
- ◆ 災害時のEV活用



課題解決

- ◆ ゼロカーボンの推進
- ◆ EV普及に向けたインフラ整備など



酒々井町と東京電力パワーグリッド株式会社との
ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式



【左から、東電 PG 成田支社 鴨下支社長、酒々井町 小坂町長】